御杖村公共施設清掃委託業務仕様書

１．業務概要　　村内公共施設の清掃

２．業務場所　　御杖村役場、保健福祉医療総合センター、国民健康保険診療所

御杖小中学校、御杖保育所、山村開発センター、

神末中央集落センター、菅野公民館・体育館、土屋原公民館

桃俣多目的研修センター

３．業務期間　　契約日から令和９年度末日まで（３年）

４．施設毎の清掃内容　　別紙『清掃委託　施設・内容一覧』のとおり

５．業務内容

　・床面ワックス清掃（ビニールシート、木床、Pタイル）

　　　掃除機、箒等で床面の除塵を行い、ワックスで仕上げる。

　・窓ガラス・窓枠サッシ清掃

　　　適正に希釈した洗剤等で洗浄、タオル等で清拭する。

　・カーペット清掃

　　　掃除機等で除塵を行う。必要に応じて水洗いを行う。

　・マットリース

　　　清掃済みマットと交換を行う。

　・照明清掃

　　　電球・笠の埃を除去する。

６．作業報告

　・作業日程については施設の管理者と調整し、施設の利用者に支障のないように業務を行うこと。

　・作業完了後は別紙『受託作業実施報告書』を提出すること。

　・管理者が清掃の状態が良好でないと認めたときは、３日以内に限り受託者に対して清掃のやり直しを要求することができる。

７．設備、備品等の破損

　　業務中に村の財物を紛失または破損した場合は、受託者は損害賠償の責に任ずるものとする。但し、受託者の責任に帰することができないものと認められたときは、この限りではない

８．秘密の保持

受託者は業務上で知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

９．安全の確保

作業中の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。

１０．水道、電気の使用

作業遂行に必要な用水及び電力等を、村は受託者に無償で供給するものとする。

１１．その他

　　この仕様書に定めのない事項については、村と協議のうえ解決するものとする。